



「阿波市民マラソン」早春の阿波路を快走!

(2月19日 阿波市土成緑の丘スポーツ公園)



広報

阿波

2006

3

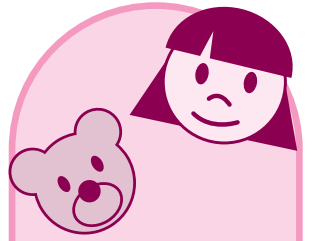
No.10

AWA CITY CONTENTS

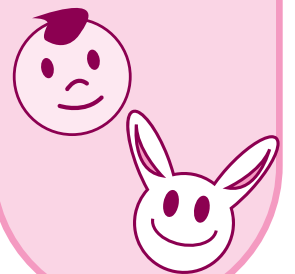
わくわく広場	2~3
議会だより	4~9
障害者自立支援法の施行	10~12
阿波市議会議員一般選挙	13
お知らせ	14~20
図書カレンダー	21
健康だより	22~23
広報クイズ・編集室	24

あすに向かって 人の花咲くやすらぎ空間 阿波市

URL <http://www.city.awa.lg.jp> E-mail info@city.awa.lg.jp



わくわくわくわく広場 育児教室



わくわく広場は、赤ちゃんから就学前までのお子さんとその保護者の方を対象に、子育ての仲間づくりや情報交換を行う場として、育児教室、乳幼児相談の日程にあわせ開催しています。

親子でわくわく、お子さん同士でわくわく、親同士でわくわく、子どもさんだけでなく、保護者のみなさんの憩いの場でもあるわくわく広場です。

お子さんの心身の健康な発達を促すための、教室や相談と一緒に参加ください、お待ちしております。



子育ての話をしているうちにおもわず爆笑！
話題は明るい会話のようです。



▲おかあさん、だあいすき！
大きくなったら
いっしょにお買い物に行こうね。



▲あのね、あのね、何をお絵かきしようかな？



▶「やった〜！」
見ておかあさん、マル○上手にかける
ようになったよ。



▶ん・・・？
マル○がかかるかな？



▲おとうさんとおかあさん、ぼくと三人の共同たこづくり。大空に飛ばたく凾をつくるよ！



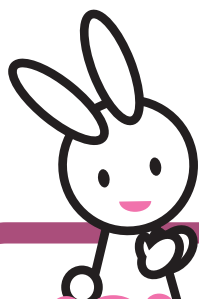
▲ぼくのたこは、ウルトラマン？たこ。「シュワッチ！」



▲保健師さんによる体重測定「大きくなってるか？」測定器には、子どもたちの大好きな“アンパンマン”や“ピカチュウ”がついてるよ。



▲あれれ…？わたしのたこどこにいったのかな？



18年4月からのわくわく広場予定表

4月からは、つぎのような行事を計画しています。

♪親子でレッツ工作♪ 《節分お面や凾など、季節ごとの工作遊び》

♪先生といっしょにわらべ歌やリズム遊び♪

《手足をふりふりリズム遊び、昔ながらの手遊び》

♪時にはお勉強会♪ 《「子どもの救急手当」など》

* 保健師・看護師が楽しく、やさしくアドバイスします、お気軽にご相談、ご参加ください。

●対象年齢 赤ちゃんから、就学前までのお子さん

●回数 毎月1回

●日時 毎月発行の「広報阿波」“健康だより”のページにてお知らせします

♪行事内容(遊び)も掲載します♪

【受付時間】 午前9時50分～10時 【遊びの時間】 午前10時～11時30分

●場所 次の場所で開いています

阿波保健センター “バーベナの里” 市場コミュニティセンター

土成保健センター

吉野保健センター “ひまわり”

* 月により違いますので「広報阿波」を確認し、ご来場ください。

【問い合わせ先】 阿波市健康福祉部健康推進課

☎(0883)36-6815 ☎(0883)36-5113

議会だより

《十二月議会》

住所表記の見直し、行政改革など
活発な論戦——二十六名が質問

十二月議会では四日間にわたって、総勢二十六名の議員から市政に対する一般質問が行われました。

特に、住所表記の見直しに関する問題、行政改革、農業・環境・教育問題など、幅広い行政の課題について、活発な論戦が行われました。

*記事の内容については、議会だより広報委員会へお問い合わせください。

事務局 ☎(〇八八三)三五―四一一八



▲庁舎建設委員会行政視察（京都府精華町）
すべての窓口業務が一カ所でできる「総合窓口」設置

一般質問——十二月議会——

金森 光雄 議員

●旧吉野一条マルナカ南道路と
西条大橋について

問 変化する議員の意識。私の歩んだ過去現在未来。小笠原市長の歩んだ今までと未来の決意をきく。

答 私には戦中派、職員は全部戦後生まれであり、意思疎通が図れるよう、懸命の努力をしているのが現状です。金森議員は特攻隊員と感銘受け結婚五十八年お喜び申し上げます。何時も清く正しく市の為頑張る決意です。

問 事業の徹底見直し要請をきく。財政状況予算編成の方針を

求む。合併特別交付金の阿波市の考え。

答 自由に使える基金わずかに億二千万円と旧四町の持ち込み予算。大半は地方交付税や国、県支出金等依存財源で厳しい予算編成となります。合併特別交付金の使途については、ケーブルテレビ、庁舎整備事業を案として考えております。

問 旧吉野一条マルナカ南道路と、また西条大橋北、福島医院から鳥忠迄まで(①)の道路拡張と進捗状況とぜひ実現を求む。

答 マルナカより南道路は、大変貴重な幹線道路です。現在危

険でも完成を望んでいて、用地交渉は進んでいる。また(①)については、国や県の補助事業もしくは市単事業かは、事業採択検討中です。

問 市政懇談会の成果は。

答 今回の市政懇談会については、四会場で合計百三十二名の方が出席いただき将来の町の展望やあるいは急を要する問題等を市民の方からご意見をお聴きしました。これらの意見を各担当課と協議し、議会の皆さんにもお諮りしながら市政に反映したいと考えています。

有川マサ子 議員

●中央広域センターの不明朗な
支出は適正処理を

問 九月議会で「覚書」の守られていない項目を指摘したが、その後どうなっているか。

答 放散塔の排ガス検査・溶融スラグのダイオキシン類調査は、補正予算が通り次第今年中に実施。公害審査委員会は人選中で、今年度中に設置と聞く。

問 今年度の中央広域環境センターへの阿波市負担金はいくらか。また、組合議会百条委で問題になっているガス代の阿波市負担分(千五百万円)の返還を組合に求める考えはあるか。

答 負担金の合計は五億一千四百万円。百条委の結果を踏まえて組合議会で協議して対処した

いのでコメントは控えたい。

問 火葬場使用料は、旧阿波・市場地区の人は二万円の個人負担。旧土成・吉野地区の個人負担は四万円。市からの補助金を六万円にして、個人負担は阿波市民全て二万円にしては。

答 地元の了解がないと出来ない。今後同じような負担にしなければならぬと思っている。

問 来年度の国民健康保険税の調整及び減免要綱の進捗状況は。

答 来年度は四方式で統一税率。税率はまとまり次第国保運営協議会に諮る。減免制度については他町村を参考に検討中。

吉本 健二 議員

●阿波市の財政と農業・産業の
開発育成と町づくりについて

問 予算・決算について。十七年度当初予算の進捗について。

答 十一月末現在補助事業分八十五%、市単独事業分五十%、災害復旧費九十三%執行中。

問 入札制度の現状と今後について。

答 現在指名競争入札と見積もり入札の2点で執行中、最低制限価格は必要。

問 職員採用の現状と今後について。

答 合併協議会の四分の一方式を堅持したい。十八年度に採用試験をし、十九年度から資格を持った専門職と考えている。

問 土地改良区について。

答 土成土地改良区へ四百万円補助金を出しており、経過報告があり、統一的に考えている。

問 町づくりについて。防災、防水対策と宮川内、熊谷川について。

答 阿波市として防災、防水対策を策定中、熊谷川については県単事業につき川島土木事務所の方で三千万円を予算化、今後改修計画を進めます。

問 国際結婚、外国人研修生、国際交流支援センター設置条例の制定について。阿波行政法務支援センターの設立について。

答 国際化が進み、外国人の方々の支援センターは必要であると思います。旧土成地区で関係者の皆さんが行っている相談窓口を阿波市全体に広げていただきたい。

真鍋 功 議員

●介護保険について

問 「新予防給付」の対象者は何人ぐらいで、保健師何人でケアプランを作成する予定か。また、「低所得者対策」として、介護保険から排除される人をなくす為に、独自の保険料の利用料の減免を実施すべきでは。

答 該当者は、七百人から八百人で五名体制で検討している。軌道に乗れば十分やっている。市独自の減免制度は、考えていない。

●障害者対策について

問 小規模作業所は、市内に、二カ所の無認可小規模作業所があり、各地域の中で在宅の障害者を立派に支え頑張っている。今後どのように支援を行っているのか。

答 財政状況は、非常に厳しいが、担当者と十分協議し、後退しないよう努力していきたい。

●中央環境施設組合の委託について

問 市長は、中央環境施設組合の管理者です。市は、市民に疑問を持たせる指名入札・契約をどうして行ったか。また、溶融スラグ運送業務委託契約の入札指名をどのような方法で公募したのか。

答 スラグの指名業者については、指名願いがあった業者の中から選定を行った。一般廃棄物の随意契約については、十分検討していきたい。

池光 正男議員

●固定資産税の収納率について

問 旧四町の世帯数と固定資産収納率。

答 吉野が三千八百八十四世帯で四千八十棟、九十三・一％、土成二千五百九十八世帯で八千八百十八棟、九十五・七％、市場三千八百八十三世帯で一万四千三百三十三世帯、一万千九百

七棟、九十五・八％です。

問 固定資産評価ができていないのは旧四町の内どこの町か。推定件数は何軒あるのか。

答 未評価件数は把握できておりません。町名は旧吉野町です。

問 他町にくらべて吉野の世帯数三千八百八十四戸、四千八十棟では計算が合わない。母屋だけで倉庫とかはないのか。千軒近く未評価では、との声もあるが、到底考えられないし、長期に及ぶ事件ではないか。この原因を市長はどう考えるか。

答 原因等について私にはわかりません。地籍調査の進捗状況が吉野では二十五％、今後正確に把握していく必要がある。議会の理解も得て、十八年度からプロジェクトチームを組んで計画的に全て調査していきたい。

問 議員、職員で評価できていない者はいるか。

答 調べた結果、一軒あるようです。早急に対応したい。

石動 圭一議員

●十八年度予算方針と市独自の財源発掘は。

問 十八年度の予算基本方針について歳入減は何をもって補うのか。市独自の財源発掘はできないのか。また、財政悪化の歯止策は。

答 緊急を要する事務事業や将来阿波市の発展につながるもの

は、重点的に予算配分しメリハリのある予算編成を行いたい。独自財源の発掘は厳しい現状で自助努力が重要と考えます。

財政悪化防止策として、一般会計で特定目的基金を含めたものは約十三億円です。一般財源化できる基金は、十七年度に九億円取り崩した分はほぼ積みどしができるものと思います。

問 介護保険料の不足分、償還金は値上げなしでの運営を望む。

答 介護保険の財源は、三年間を一つの事業運営期間とし、健全化運営を図っていきたい。議員ご指摘の財政安定化基金は三千五百万円借り入れており、保険料見直しの形でお願ひすることになり、一人約五百円上乗せされると思います。

問 入浴助成券を共通券として発行してはどうか。

答 十八年度から共通券で対応する形で検討しています。

木村 秀正議員

●行革と市民の声について

問 合併はしたが財源が厳しい職員は百名程度多い。三年間採用を凍結し、経費削減はどうか。

答 十八年度に公募し、十九年度から資格を持った専門職と考えている。

問 各支所長と相談し迅速に対応出来るよう処置したい。

答 AEDは心臓へ電気ショックを与え早期使用により救命率が高い、一つでも多く配置する。

問 八幡簡易水道管にアスベストが含まれて市民は不安だ。補助金を出して早期交換しては。

答 すぐに溶け出さないと聞いているが担当部局と相談し対処したい。

問 民族資料館の管理が悪く説明出来る人もいない。職員の中で知識のある人の配置はどうか。

答 今は図書館と兼務だ。担当部局と相談し今後検討してゆく。

問 補助金の一率カットにより農業後継者の活動意欲が減退している。食の安全確保の意味からも、もつと力を入れるべきだ。

答 農業後継者育成は非常に大事と考えている。今後要請があればどんどん出向いていき協力したい。

児玉 敬二議員

●住所表記と行財政改革

問 阿波市の町名復帰の問題は、旧町名を残してほしいという答えが六十五・七四％であった。その結果を踏まえ、いつからどのように表記するのか、旧町単位で答えを願いたい。

答 旧町名、また旧市場町の大字名を復帰する方向で準備を進めている。変更時期については、平成十九年一月一日がいいのではないかと考えている。

問 行財政の健全化の実施計画案の骨子を公表できる段階なのか。時期を含めて答弁願いたい。

答 現在の職員数は四百九十九名ですが適正水準は何名程度かお示しを願いたい。

問 阿波市行財政改革推進本部と、阿波市行財政改革推進協議会を設置している。外部からの意見を求めるために、阿波市行財政改革推進委員会を設置し、来年一月中旬に大綱の答申をいただけるように現在作業を進めている。骨子の発表と時期については、来年三月中旬に公表したい。

職員数については、総務省より示された試算式により算出した職員数によれば、人数は四百五十五名程度になる。

丸若 祐一議員

●住所表記の問題点

問 住所表記の変更を、平成十九年一月に実施したいとのことであるが、住所変更に関する経費は五千万円余りが必要となる。市内事業者は既に帳簿類・印判・各種書類は作成しており再び変更となれば、すべて自己負担で作成し直すことになる。今回の問題は、旧土成・吉野町

は大字名を残したが、旧市場町が大字を削ったことから発生した。当時の町長として大字を削ることに對して、どのような見解であったのか。

答 自信は、非常に残念であったが議会が大字名を削除すべきとのことで、合併協議会に提案した。その後大字の復活について要望があり、合併後に元に戻すことになった。

問 議会を持ち出すのは、首長としては逃げだと思ふ。町名より大字・字に歴史的な意味が多く含まれる。大字削除に反対であれば、その意見を述べるべきであるが、地元でも協議会でもそれをしていない。トップの仕事は決断と決定であり、衆議独裁で望むべきである。

次に、今議会に「阿波市議会議員政治倫理条例」を提案しているが、厳しい自治体行政の中かつてのように議員がその地位を利用して、ある地域・ある団体の利便を図る時代でないことは自明となっている。行政側も「市長等政治倫理条例」「職員倫理条例」を制定すべきと考えるが見解を聞きたい。

答 倫理条例に拘わらず、倫理が大切だということとは当然だが、やはり条例の制定は必要だと考える。担当部署と協議し、恥ずかしくない倫理条例の制定が速やかにできるよう努めたい。

松永 渉議員

●今後の子育て支援策

問 保育所では幼児一人当たり公費約八万円が必要、家庭育児は〇円、家庭育児手当の創設を。

答 財政等を考慮し検討する。

問 保育事業の重要性（二十年後の親づくり）に比較して、臨時保育士の身分保障が低すぎるのではないか。

答 臨時保育士が、安心して仕事ができる環境をつくりたい。

問 遊具等の確保および地域交流の場として、学校、幼稚園、保育所等を地域開放しては。

答 幼稚園、学校施設等は、教育活動、保護者の管理監督を考慮し、地域開放したい。

問 高齢者の生活は、年金、医療改革により、厳しくなっている。高齢者対策の取り組みは。

答 就労の確保提供するシルバークンセンターの育成、糖尿病予防を中心とした健康対策に取り組みたい。

問 大影小学校の跡地利用は。

答 阿波市教育施設設備の検討委員会をつくり検討する。

問 入札業者数により、落札率に大きな差が有る。また最低制限価格の落札が八割以上の課もある。これらの問題について。

答 入札制度改善検討委員会地域割り、品質確保上の適正価格は、検討し改善したい。

後藤 耕治議員

●御所小学校改築について

問 御所小学校改築契約について、今回入札を実施にあたり、設計変更をされたが国交省の条例改正により天井高の制限が撤廃されたが、このことはご存知でしたか。

答 知っております。検討はしましたがそのままの設計でお願いすることにしております。

問 検討したそのままに置いたという事ですね。変更しておけばコストダウンになることは知っており、しなかつた。

答 コストダウンになるのでないかということですが、そのことについては十分勉強はしております。現在着手しておりますので元設計どおりをお願いしたいということですが。

問 工期についてお聞きします。完成はいつ頃を予定しておりますか。

答 工期については十八年三月三十一日でございますが、物理的に不可能であるということと、工期延伸をお願いしたいと考えておまして、最終的な工期は「十八年十月末」を考えているところですが。

福岡 正一議員

●公共下水道事業問題について

問 公共下水道の予算は、市長から二度議会に提出され、二度

とも否決ということ、議会として明快な回答は出している。行政が下水道事業の地域指定をしたことで、合併浄化槽を造ろうとしても補助金を得られない。住民に迷惑をかけてそのままいくのかどうか。

答 環境問題、その他総合的に考え、公共下水は必要なものと考えます。お金がかかるということは十分承知はしています。議員のご理解をいただき推進していきたい。なお、合併浄化槽の補助金については、同じ地域で二重の補助金はできません。情勢が変わった時に議会にご相談をしたい。

問 財政健全化のスケジュールについて、特に人員のスケジュールは、合併協で四人の退職者に対して一名採用と決定している。十年でだいたい三百七十名前後の職員数になる。これは守るんですか。行政全体のスリム化は。

答 四対一は原則として守りますが、住民サービスを低下する訳にはいきませんので、十分検討しながら、私の任期中は四分の一以上は採用いたしません。

篠原 啓治議員

●市の一体感を得るため旧四町の格差是正が急務

問 合併から八カ月が経ち阿波市民としての一体感を得るため

にも旧四町間の格差是正が急務である。合併協定書内容の実現がどこまで進んでいるのか。

答 市職員数は四分の一方式を採用、五年後には四十八名削減予定。給料の格差是正は十八年度予算編成に間に合わすべく調整作業を進めている。

問 私が九月議会で質問し平成十八年一月一日からは正との解答を得た保育料金の実施は。

答 解答通り三カ月前倒しして平成十八年一月一日より統一保育料金を実施する。

問 地産地消の面からも土成吉野に給食センターが必要では。

答 土成吉野、阿波市場の給食の質の格差は歴然としており今後教育委員会所管施設も含め検討委員会を設置し、総合計画、行財政計画の中に位置付ける。

問 地名表記変更のアンケート結果は市民に対し説明不足では。

答 今回のケースは全国的に例がなく様々な意見が錯綜中のため経緯の説明文のみ添付した。

吉田 稔議員

●地域社会と連携した安全対策を

問 児童や生徒の安全確保はどのように取り組んでいるのか。

答 市内の幼稚園、小・中学校にPTAや地域社会と連携して、子どもの安全確保に万全を期すよう指示している。市としても、警察署をはじめ、あらゆる

る機関と協力して地域ぐるみで子どもを守っていききたい。

問 英語教育は、小学校や幼稚園あたりから語学に親しむ機会が必要でないか。

答 英語が使える日本人の育成という観点から、小中一貫英語教育特区の実現に向けて努力したい。世界の人々と共存していきたい人材を育成したい。

問 不登校児童や生徒への対応はどうなっているのか。

答 教師をはじめ、本人、保護者、カウンセラーや専門機関等と連携を持ち、根気よく方策を講じている。今後、適応指導教室の設置ができるよう検討したい。

問 学童保育の利用者は有料、児童館の利用者は無料である。制度は違うが、同じ市になった以上、格差を何とかできないか。

答 このままでは不公平感はない。負担均等については、担当部局と協議し、調整を図ってまいりたい。

矢部 嘉昭議員

●教育問題について

問 現在の教育は知育、体育に重きをおいて、徳育が軽視されている。今後行政としてどのように対処し、指導して行くのか。

答 地・徳・体のバランスが崩れているのではないかと、子ども

たちを取り巻く状況が大きく変わってきました。

子どもの体験機会や場所がなくなり、家庭や地域・社会の教育力の低下なども言われ、善悪の判断や規範意識が十分育まれているという指摘がありま

問 教師の資質の向上、真の教育について、どう取り組むのか。

答 教師自身を磨くようにいろいろな研修会を通じて研修してまいりたい。

問 生涯学習についての取り組みは。

答 家庭教育の充実、子育て教育、親の教育について講演会や研修会を年間を通じて計画しています。

問 固定資産税について

答 評価額と課税額との差がある場合、少しずつ調整します。

中川 節雄議員

●合併後の住民サービスは

問 合併の目的は住民サービスは高く、住民負担は低くであったが、今、サービスの低下と負担が高くなった事例が多い。

答 旧阿波町一カ所だけでなく、大変不便ということ

で旧土成町に一カ所増設する事が決定されました。ご理解賜りたい。

問 旧土成町に福祉の拠点づくりとして建設された保健センターが、今、空き家同然で機能していない。健康診断・健康相談・子どもさんのために利用してもらいたい。

答 旧四町の保健センターで、乳児・老人・成人の保健事業を実施しています。保健師十名と看護師一名の配置です。なお一層の充実を図ってまいります。

問 分離独立ができますか。

答 合併のときには、法的には地方自治と合併特例法という二つの法律で合併します。

問 分割するためには自治法だけで、市議会で議決して、県議会の了解を得て、総務大臣に届け出をすればできます。

宮本 文夫議員

●九頭宇谷川の改修について

問 県道船戸切幡上板線のバイパスで、土成支所裏から西へ二・一キロ、九番札所北側を通り土成小学校前西二百メートルの地点で交わるバイパスで計画され、十年を過ぎている。早期完成に向けて、阿波市として県に要請し、取り組んでいただきたい。

答 このバイパス道路は延長二・六キロの計画で、全体の事業

費が二十億円。平成七年度からスタートしたと聞いています。

問 旧土成町の中央を流れる九頭宇谷川の改修について、県の計画はどうなっているのか。形の見える事業費着工を進めていただきたい。

答 九頭宇谷川の改修の件ですが、天井河原で延長が五・二キロ。旧市場町地区では改修工事ができていると聞いています。

問 市場と土成の境目の所で、用地交渉がやむを得ず中断している実情です。

県も県単事業の中での対応は財政的に難しくなっています。台風十四号の被災力所を、約二千二百万円です。現状です。

問 岩津橋バイパスは止まっているが、土柱観光開発と高速バスの停留所への連絡にも必要であり、県道船戸切幡線への起点としても重要です。バイパス工事を市単独でやるとすればどうか。

答 市単独でやるとすれば百%近い用地の承諾の賛同と県の賛同が必要であり、協議しながら研究したい。現在休止というこ

小川 博司議員

●旧阿波町の主要道路整備について

問 志度・山川線は三千万円から五千万円と聞いているが、大幅な予算獲得に努力してほしいが見通しは。

答 本年度予算は七千八百万円。県単独事業から国費事業に格上げされたので、補助対象金額が増大する。バイパス道路として必要であり、香川県に通じる道も県道として昇格しており、引き続き予算獲得に頑張りたい。

とになっているので対応を協議したい。

問 志度・山川線は三千万円から五千万円と聞いているが、大幅な予算獲得に努力してほしいが見通しは。

答 本年度予算は七千八百万円。県単独事業から国費事業に格上げされたので、補助対象金額が増大する。バイパス道路として必要であり、香川県に通じる道も県道として昇格しており、引き続き予算獲得に頑張りたい。

問 農業振興について

答 基本構想は農業経営基盤の強化を計画的に推進するために作成、目標所得は五百万円、労働時間は二千時間に設定。農用地利用集積に関する目標は約七百三十八戸が一、八ヘクタールを耕作するとしています。

問 連携については市の農政課、JA、支援センター、さらにトマト・レタスなどの専門部会との総合的な協調機関、連絡機関の設立に向けて取り組みたい。

問 公共事業について、阿波市の受注金額が大体六十七%ぐらあり、市としてのチェック体制

はできているのか。
答 土木管理については、専門技師を雇い、週三日現場管理、図面、出来高図面のチェックをお願いしています。

西岡 謙治議員

●福祉事業について

問 運動不足を補う施設、健康器具は阿波市内のどこにあるのか。
答 市内の施設、健康器具の配置ですが、市場地区老人福祉センターに「ヘルストロン」という機械があります。

吉野保健センターには、マッサージ器一台、鉄アレイ一式、体力測定器一台、ランニングマシン一台、輪転運動器一台、四頭筋訓練器一台、機能訓練台一台、ベルトバイブレーター一台、サイクルエクササイダー一台があります。

土成保健センターには、全身反応測定装置一台、トレーニングバイク二台があります。
阿波保健センターには、姿勢矯正鏡一台、手関節回旋運動器、助木運動器、鉄アレイ、重錘バンドー一式、機能訓練台があります。

問 西条大橋取り合い道路の進捗状況について。
答 鳴門池田線から中間処理施設の県道の改修工事が第一点で、その工事が済み次第、徳島

吉野線から鳴門池田線の方へ改修工事を計画する予定です。

木村 松雄議員

●住所表記と庁舎建設について

問 住所表記について。
答 旧土成町の住民の八十%を超える人が、旧町名復活の意思表示をしている。平成十九年一月一日に変わる予定という認識でよいのか。

答 三月議会に提案し、議会の理解を得て、県に提出し、十九年一月一日から実施というつもりで準備を行っています。

問 庁舎建設に向けての進捗状況はどうなっているのか。
答 庁舎建設については、合併協定書を守るべく、旧土成町の県道鳴門池田線沿いに、選定する方向で、庁舎建設特別委員会が、現在、候補地の選定の議論をしているところです。

問 市長は阿波農業高校より東は考えていないと聞くが、真意はどうなのか。財政難の折、庁舎は小さいものに、庁舎は必要ないという意見に対する考え。
答 庁舎は合併協定で鳴門池田線沿いの土成ということになっています。九頭宇谷から東の議論はなかったということもあり、西の阿波地区、市場地区のことも考えて無理じゃないかと。庁舎の位置、内容について、庁舎建設特別委員会の協議の推移を

見守りたい。協議の結果は尊重したいと考えています。

吉田 正議員

●厳しい財政状況の中で各種事業の見直しはあるのか

問 厳しい財政状況の中で、各種事業の見直しはあるのか。十八年度予算の方向性について。
答 合併前に各町が計画している事業等を十八年度予算で見直すのかという点、特に土木関係の国庫補助事業は、事業完了まで施工し、十八年度の市の単独事業は、厳しい財政状況に鑑み、事業効果、緊急度等を考慮し優先順位をつけて実施したい。

問 指定管理者制度として、公民館も対象になるのか。
答 当然、公民館、図書館も候補施設として考えられます。公民館は地域に開設していく方向で考えています。

問 阿波市二十キロメートルに準用河川があり、阿波地区に二キロメートルの間無堤地域がある。現在宅地より川底の方が高くなっている。内水面の水がはける対策と無堤地域の解消に取り組んでもらいたい。
答 国土交通省、県に対して、一日も早く無堤地区に築堤をして欲しいと要望しているところですが、この機会にぜひ実現できるように努力して参りたい。

問 阿波市管内において交通事故死亡事故多発警報が出ているが、悲惨な事故防止のために市内の危険箇所を調査してはどうか。
答 交通事故防止に役立つためのガードレール、カーブミラー等不備なところを調査点検し事故防止に努めたい。

問 阿波市において現在実施している少子化対策支援事業の拡大、医療費無料六歳未満児を小学校三年生まで引き上げてはどうか。
答 現在県が三歳。阿波市は六歳まで拡充しており、今後県・県の動きを見ながら拡充を図っていききたい。

香西 和好議員

見習い、生産から販売までの一貫産業としてはどうか。
答 農業は厳しいが、讃岐うどんに對抗するものを地元で作ったらどうかと前回質問で受けました。私も非常に感銘を受けました。色々模索して来ましたが、まだ煮詰まっておらず、改善策が定まっています。ご了承いただきたいと思います。取り組める制度としてにぎわい創生事業というものがございます。この制度を導入しながらそういう事が早く出来る様考えています。

●市民憲章制定について

問 市民意識・連帯意識を高め、市民の自治原点につなぎ、よりよい阿波市づくりのために市民の心のよりどころとなる行動規範で、市民の総意のもとに市民憲章を制定してはどうか。
答 阿波市民の心の支えとなり続ける半永久的な理想を示すものとして承知をしており、市民の声を聞き制定に向けて検討していく。

問 阿波市管内において交通事故死亡事故多発警報が出ているが、悲惨な事故防止のために市内の危険箇所を調査してはどうか。
答 交通事故防止に役立つためのガードレール、カーブミラー等不備なところを調査点検し事故防止に努めたい。

問 阿波市において現在実施している少子化対策支援事業の拡大、医療費無料六歳未満児を小学校三年生まで引き上げてはどうか。
答 現在県が三歳。阿波市は六歳まで拡充しており、今後県・県の動きを見ながら拡充を図っていききたい。

問 阿波市管内において交通事故死亡事故多発警報が出ているが、悲惨な事故防止のために市内の危険箇所を調査してはどうか。
答 交通事故防止に役立つためのガードレール、カーブミラー等不備なところを調査点検し事故防止に努めたい。

問 阿波市において現在実施している少子化対策支援事業の拡大、医療費無料六歳未満児を小学校三年生まで引き上げてはどうか。
答 現在県が三歳。阿波市は六歳まで拡充しており、今後県・県の動きを見ながら拡充を図っていききたい。

武田 矯議員

全面的に、生産から販売までの一貫産業としてはどうか。
答 農業は厳しいが、讃岐うどんに對抗するものを地元で作ったらどうかと前回質問で受けました。私も非常に感銘を受けました。色々模索して来ましたが、まだ煮詰まっておらず、改善策が定まっています。ご了承いただきたいと思います。取り組める制度としてにぎわい創生事業というものがございます。この制度を導入しながらそういう事が早く出来る様考えています。

●農業と教育

問 全面積四千町歩の七〇％ぐらいある冬場の休耕地利用について、小麦を作り讃岐うどんを

て悪い、今後の取り組みと対策について。

問 徳島県は汚水処理施設の普及率が全国最下位であり、阿波市においても旧阿波町、市場町も極めて悪く、身近な生活圏の中で、生活排水処理を今後の対策としてどう取り組むのか。

答 用水や側溝への流入がありませんが、特に環境や衛生面には充分の配慮をし、地域のみなさんの協力を得ながら土砂の堆積や汚水の除去に努めたい。

問 不納欠損額及び、収入未済額、極めて大きな額になっている。担税力があるから税を課する。受益を受けたからそれなりは市民の信頼はない。不納欠損額減少の対策は。

答 市税滞納者一斉徴収に努めており不納欠損額を増やさない古い年度分の徴収に努力している。三位一体改革に伴う所得税から個人住民税への税源移譲により自主財源としての重みが一層増します。

今後は徳島滞納整理機構（仮称）を活用し、課員一丸となって努力を致します。

兼松 英明議員

●市政懇談会について

問 旧四町での市政懇談会が開催され、住民のニーズにどのように応えていくのか。

答 それぞれの地域には職員がいるので職員から担当課へ連携しそれぞれ検討してもらい、きめ細かく市民のニーズに添えていきたい。

●農業振興について

問 農業に対する基本姿勢は。地産地消の実態は。I、Uターン者などの受け入れ対策は。

答 農業振興は大事な産業。農家の所得向上のため、十一月三十日に農業経営基盤の強化に関する基本構想をまとめました。それを基に討議を重ね、農家・市民の信託に応えたい。

●中央広域環境センター施設について

問 組合発注書及び工事請負契約書の提出、仕様書通り建設されているのか。

答 施設は平成十四年十一月発注仕様書に基づき、八十六億九千四百万円の契約額の中で、周辺地域の要望を考慮し、安全性、安定性重視で建設されました。

可決になった

議員提出議案

阿波市議会議員の定数を定める条例

提出者 尾花健二・長瀬安雄

議員定数は、合併協議書で二十四名とされておりました。

しかし、阿波市の厳しい財政状況の下、改めて人口規模・近隣市の状況等を踏まえ、議会での議論を重ねました。

削減はどうしても必要という多数の賛成者を得て、議員の定数を二十二名とする案を提出、可決されました。三月執行の選挙から適用されます。

「阿波市議会議員政治倫理条例」制定！

提出者 丸若 祐二

議員は市民全体の奉仕者として人格及び倫理の向上に努めなければならぬとして「阿波市議会議員政治倫理条例」「同規則」「阿波市政治倫理審査会条例」が可決成立しました。

この条例が制定されることで直接・間接を問わず議員および配偶者はもちろんのこと、議員の三親等内（注）にある事業者の方は、市発注工事等の入札及びその下請け、物品納入、設計等の委託契約に参加できなくなり、辞退届の提出が求められることとなります。

また議員は、市から活動及び運営に対する補助または助成を受けている全ての団体の長に就任することは、その団体が公共の福祉を目的とするともに、その長が一切の報酬等を得ていない場合を除き、できなくなりますので注意が必要です。

この条例に違反していると思われる場合は、市民の方は十名以上、議員は四名以上の連署で、「審査請求」を議長に提出すれば、有識者で構成された「政治倫理審査会」で審査されることとなります。

議員は、この審査会の審査に協力しなければならず、審査会で違反が認められた場合は、その内容が公表されるとともに、議長は市民の信頼を回復させるため、辞職勧告を含め、必要な措置を講じることになります。

この条例は、議員が行政当局に不当な関与をすることや、市から出ているお金の流れの中に議員自身だけでなく、その親族も関与することを規制したものです。この条例の主旨が生かされ、有効に機能するためには、市民のみならず議会運営及び行政に対して、積極的に参画する意識が重要となります。〈四月一日より施行〉

本会議・委員会は公開です!!

印鑑登録証の引き替えはお済みですか？

- 引替期限 平成18年3月31日(金)まで
 - 引替場所 阿波市市民課または各支所総合窓口課
 - 申請者 本人または同一世帯員もしくは代理人
 - 引替時に必要なもの
 - ①旧町で発行した印鑑登録証(カード)
 - ②窓口で引替に来る方の印鑑(認印可)
 - ③窓口に来る方の本人確認ができるもの(運転免許証や保険証など)
- ※旧印鑑登録証を紛失された場合や登録印を変更したい場合は、新規登録の扱いになります。

【問い合わせ先】

阿波市役所市民課 ☎(0883) 35-7800 市場支所総合窓口課 ☎(0883) 36-5111
 土成支所総合窓口課 ☎(088) 695-2311 吉野支所総合窓口課 ☎(088) 696-3964

障害者自立支援法四月に施行!

「障害者が地域で安心して暮らせる社会の実現をめざします」

この新しい制度は...

障害保健福祉施策は、平成十五年度からノーマライゼーション(注1)の理念に基づいて導入された支援費制度により、飛躍的に充実しました。

しかしながら、①障害種別ごとに縦割りでサービスが提供され、施設・事業体系がわかりにくく使いにくいこと、②サービスの提供体制が不十分で、必要とする人々にサービスが行き届いていないこと、③増え続けるサービス利用のための財源確保が困難であることなど制度上の問題点も指摘されてきました。

こうしたことから、十八年四月に、障害者自立支援法という新しい制度が制定されます。

(注1)ノーマライゼーション

障害者などが社会から隔離されて保護されるのではなく、地域社会の中で、社会の一員として他の人々とともに生活していくことが正常である

という福祉

の基本理念。

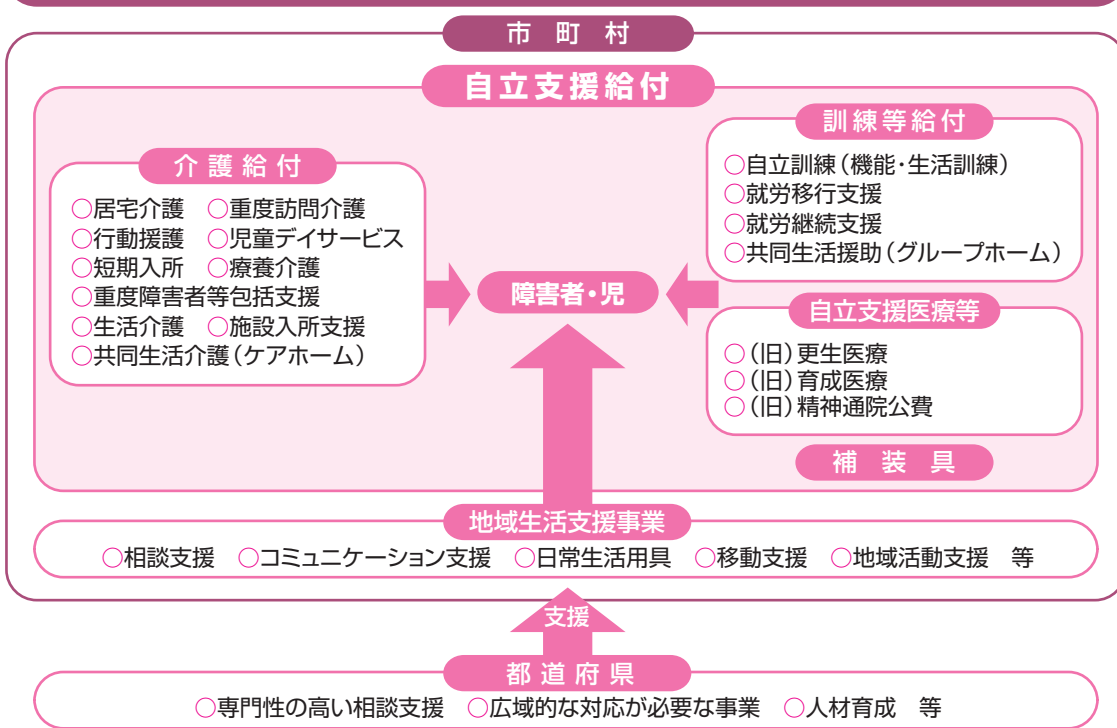


障害のある人々の自立を支えます。

- 《障害者施策サービスを一元化》
- 身体・知的・精神の障害種別にかかわらず共通の制度によりサービスを提供します。
- サービスの提供主体を市町村に一元化します。
- 《利用者本位のサービス体系に再編》
- サービス体系を、機能に注目して再編・強化します。
- 規制緩和を進め既存の社会資源の活用を図ります。
- 《支給決定の仕組みを透明化・明確化》

- 支援の必要度合いに応じてサービスが利用できるよう、利用に関する手続きや基準を透明化・明確化します。
- 《就労支援を抜本的に強化》
- 《費用負担の見直し》など

自立支援法によるサービス



利用者負担

サービス費用の原則一割の定率負担となります。

次の軽減措置があります。

①月額負担上限額

(所得等に応じた上限額)

区分	世帯の収入状況	月額負担上限額
生活保護	生活保護受給世帯	0円
低所得1	市民税非課税世帯で、サービスを利用するご本人の収入が80万円以下の方	15,000円
低所得2	市民税非課税世帯 例) 3人世帯で障害基礎年金1級受給の場合、概ね300万円以下の収入 例) 単身世帯で障害基礎年金以外の収入が概ね125万円以下の収入	24,600円
一般	市民税課税世帯	37,200円

●所得を判断する際の世帯範囲は、住民基本台帳での世帯が原則ですが、住民票で同じ世帯となっても税制と医療保険で被扶養者でなければ、障害のある方とその配偶者を別世帯の扱いとすることができます。

障害者自立支援法 4月に施行!

② 個別減免

● 入所施設（二十歳以上）やグループホームを利用する場合、預貯金等が三百五十万円以下であれば、定率負担の個別減免が行われます。

③ 社会福祉法人減免

● 通所サービス、入所施設等（二十歳未満）、ホームヘルプについて社会福祉法人等が提供するサービスを利用する場合、施行後三年間は経過措置として、収入や資産が一定以下であれば、社会福祉法人の減免の対象になります。

④ 同世帯で複数のサービス利用

● 同じ世帯の中で障害福祉サービスを利用する人が複数いる場合や、障害福祉サービスを利用している人が介護保険のサービスを利用した場合でも、四区分

①の月額負担上限額は変わらず、これを超えた分が高額障害福祉サービス費として支給されます。（償還払い方式）

⑤ 食費等実費負担の軽減措置

● 入所施設の食費・光熱水費の実費負担について、施設ごとに額が設定されることとなります。

が、低所得者に対する給付の際には、施設における費用の基準を設定することとしており、（五万八千円程度を想定）、二十歳以上で入所施設を利用する場合、食費・光熱水費の実費負担をしても、少なくとも手元に二万五千円が残るように補足給付が行われます。

● 二十歳未満で入所施設を利用する場合、地域で子どもを養育する世帯と同様の負担（その他生活費二万五千円を含めて低所得世帯で五万円、一般世帯で七万九千円）となるように補足給付が行われます。さらに、十八歳未満の場合には、教育費相当分として九千円が加算されます。

● 通所施設等では、施行後三年間低所得の場合、食材料費のみの負担となるため三分の一の負担となります。（月二十二日利用の場合、約五千円）

● こうした負担軽減策を講じても、定率負担や食費等を負担することにより、生活保護の対象となる場合には、生活保護の対象にならない額まで定率負担の月額上限額を引き下げるとともに、食費等実費負担も引き下げます。

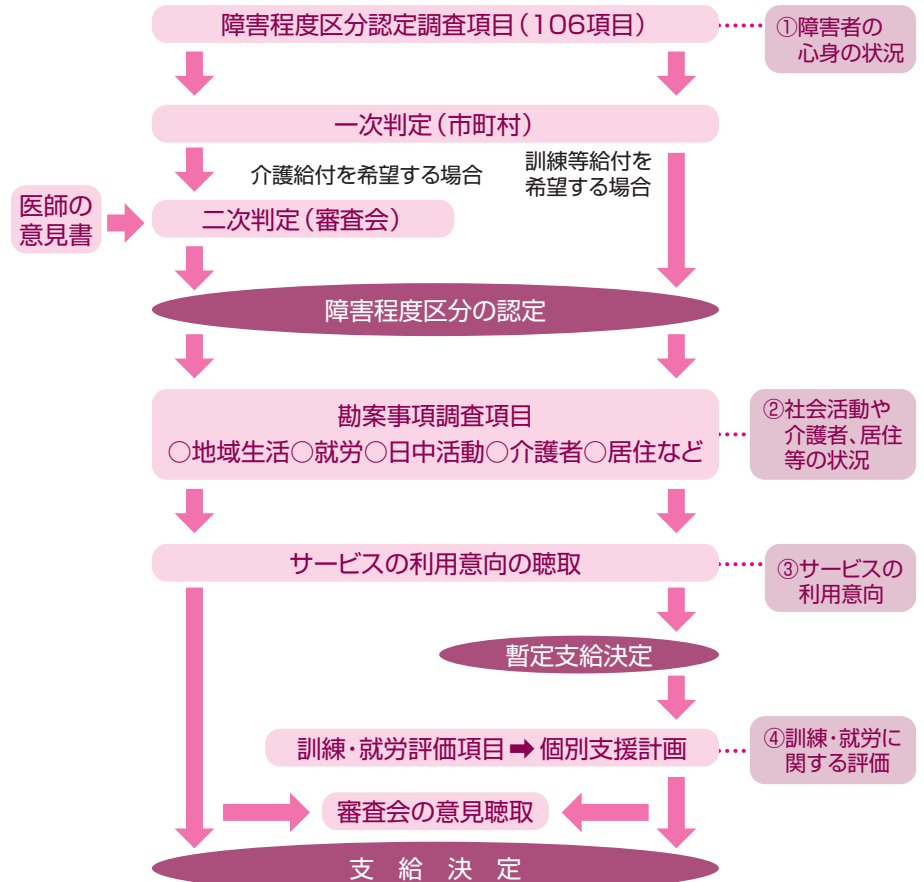
⑥ 生活保護への移行防止策

● こうした負担軽減策を講じても、定率負担や食費等を負担することにより、生活保護の対象となる場合には、生活保護の対象にならない額まで定率負担の月額上限額を引き下げるとともに、食費等実費負担も引き下げます。

支給決定の手続き

- 支給決定にあたり、障害の程度などを調査します。
- 審査会において、障害福祉に関する有識者の方々の意見を伺い決定します。

《新たな支給決定手続き》



- 現在、支援費サービスを受けている方は、9月までの間は従来どおり利用できます。
- 10月以降のサービス利用のためには新たな支給決定が必要です。

〈施設サービスは新たな体系に移行した施設を利用する方から〉

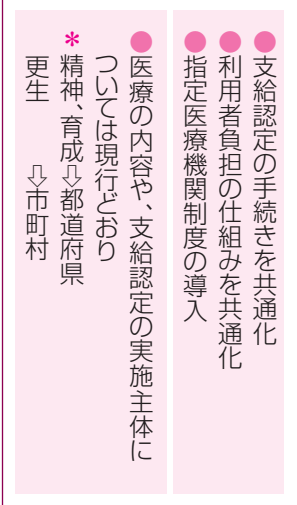
現行

公費負担医療



見直し後

自立支援医療制度



平成十八年四月に新体系に移行

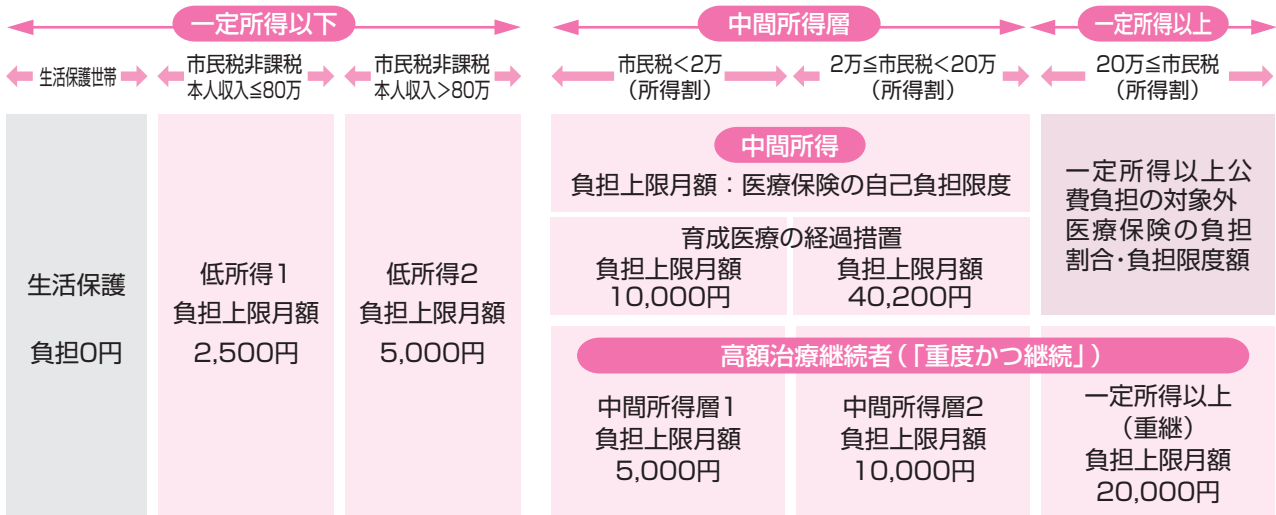
自立支援医療の対象者、自己負担の概要

1.対象者

従来の精神通院医療、育成医療、更生医療の対象となる方と同様の疾病を有する者（一定所得以上の者を除く）。
 （対象疾病は従来の対象疾病の範囲どおり）

2.給付水準

自己負担については原則として医療費の1割負担（部分）。
 ただし、世帯の所得水準等に応じてひと月当たりの負担に上限額を設定。
 また、入院時の食費（標準負担額相当）については原則自己負担。



福祉サービスの体系はこう変わります（平成18年10月から）

現行サービス

居宅サービス	ホームヘルプ(身・知・児・精)
	デイサービス(身・知・児・精)
	ショートステイ(身・知・児・精)
	グループホーム(知・精)
施設サービス	重症心身障害児施設(児)
	療護施設(身)
	更生施設(身・知)
	授産施設(身・知・精)
	福祉工場(身・知・精)
	通勤寮(知)
	福祉ホーム(身・知・精)
	生活訓練施設(精)

新サービス

介護給付	居宅介護(ホームヘルプ)
	重度訪問介護
	行動援護
	重度障害者等包括支援
	児童デイサービス
	短期入所(ショートステイ)
	療養介護
	生活介護
訓練等給付	障害者支援施設での夜間ケア等(施設入所支援)
	共同生活介護(ケアホーム)
	自立訓練(機能訓練・生活訓練)
地域生活支援事業	就労移行支援
	就労継続支援(雇用型・非雇用型)
	共同生活援助(グループホーム)
	移動支援
	地域活動支援センター
	福祉ホーム

サービスは、個々の障害のある人々の障害程度や勘案すべき事項（社会活動や介護者、居住等の状況）をふまえ、個別に支給決定が行われる「障害福祉サービス」と、市町村の創意工夫により、利用者の方々の状況に応じて柔軟に実施できる「地域生活支援事業」に大別されます。
 「障害福祉サービス」は、介護の支援を受ける場合には「介護給付」、訓練等の支援を受ける場合は「訓練等給付」に位置付けられ、それぞれ、利用の際のプロセスが異なります。
 ※サービスには期限のあるものと、期限のないものがありますが、有期限であっても、必要に応じて支給決定の更新（延長）が可能となります。

(注)表中の「身」は「身体障害者」、「知」は「知的障害者」、「精」は「精神障害者」、「児」は「障害児」のことです。

補 装 具

○平成18年10月から利用者負担がサービス費用の原則1割の定率負担となります。
 （所得の低い方については軽減措置があります）

【問い合わせ先】 阿波市長寿障害福祉課（健康福祉部福祉事務所） ☎ (0883) 36-6812

阿波市議会議員一般選挙

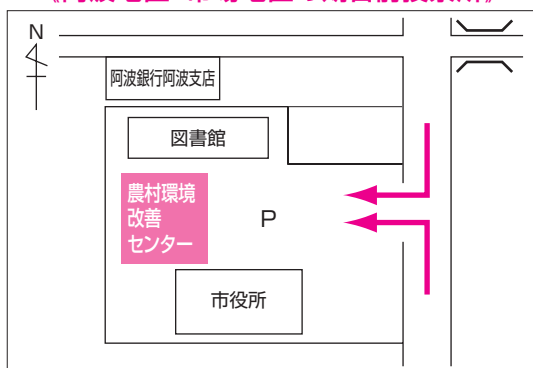
投票日3月19日(日) 午前7時から午後8時まで 《議員の定数は22人です》

選挙当日に、仕事・レジャー・冠婚葬祭などで投票所に行くことができないと見込まれる方は、次の場所で**期日前投票**ができます。 ※(注意)指定地区以外の期日前投票所では投票できません。

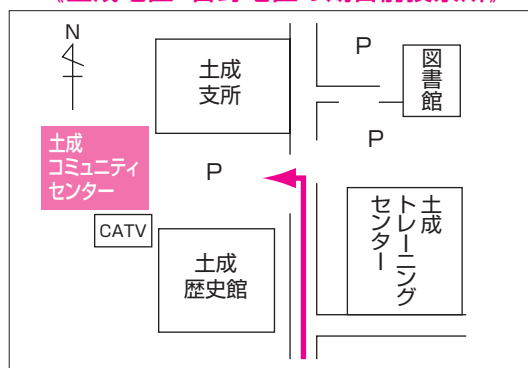
- 期 間 3月13日(月)～3月18日(土)
 - 時 間 午前8時30分～午後8時
 - 期日前投票所 《阿波地区・市場地区の方は》…阿波農村環境改善センター(市役所北側)
《土成地区・吉野地区の方は》…土成コミュニティセンター(土成支所西側)
- 「投票所入場整理券」がお手元に届いている場合はご持参ください。



《阿波地区・市場地区の期日前投票所》



《土成地区・吉野地区の期日前投票所》



【問い合わせ先】 〒771-1792 阿波市東原173番地 阿波市選挙管理委員会 ☎(0883)35-7874

「放送番組審議会」委員を公募します

阿波市では、平成18年度から光ケーブルによるケーブルテレビの整備を行い、各加入者のご家庭へ向けた放送を開始します。これに関して市民の皆様のご意見をお聞きし、放送運営および番組に反映させるため、「放送番組審議会」委員を公募します。

- 募集人員 4名(男2名、女2名)
- 応募資格 満18歳以上の市内在住の方(平日の協議会に出席できること。)
- 募集期間 平成18年3月1日(水)～平成18年3月17日(金)(消印有効)

【資料の請求、問い合わせ先】

〒771-1792 阿波市東原173番地
阿波市役所 情報ネットワーク課 地域情報係
☎(0883)35-4114 ☎(0883)35-7422

阿波市水道課の事務所移転

現在、水道課の事務所は阿波市役所本庁で業務を行っておりますが、平成18年4月より阿波市市場支所へ移転します。詳しくは、4月号でお知らせします。

【問い合わせ先】 阿波市水道課
☎(0883)35-7801

阿波市の皆さん 知事と一緒に しゃべり場とくしま

～市民の皆さんとじっくり、オンリーワン徳島を～

参加者募集中!!

徳島県知事から、県政の方向性等をお示するとともに、直接、県民の皆さんの生の声をお聴きし、コミュニケーションを図りながら、「オンリーワン徳島」を目指して、県民の皆さんと一緒に県政をつくっていきたく考えています。

「しゃべり場とくしま」に参加して、県政全般について、知事と気軽に意見を交換しませんか!!

- 日 時 平成18年3月25日(土) 午後2時30分～
- 場 所 市場総合福祉センター 大会議室
(阿波市北分60番地 市場中学校の東隣)
- 定 員 会場参加者 100名程度
※申し込みは不要です。
- 対 象 阿波市にお住まいの方は、どなたでも自由に参加いただけます。

【問い合わせ先】

県庁秘書課 広報広聴担当
〒770-8570(住所記載不要)
☎(088)621-2021 ☎(088)621-2823
mail: talkgove@mail.pref.tokushima.lg.jp

国民健康保険税納付について

●保険税は納期内に納めましょう

保険税はみなさんの医療を支える大切な財源です。保険税は納期内にきちんと納め、国保の健全運営にご協力ください。納めないでいると、いろいろな措置を受け、不利益が生じます。どうしても納めるのがむずかしいときは、国保の窓口にご相談ください。

●保険税の納付がむずかしいとき

災害に遭ったり、特別な事情で保険税の納付が困難なときは、申請により分割納付などがみとめられることがあります。お早めに国保の窓口にご相談ください。

●保険税を納めないでいると、こんな不利益が・・・

一、督促
納付の期限を過ぎると督促を受けま

二、短期被保険者証の交付

「短期被保険者証」を交付されること
があります。これは有効期間が短い被
保険者証なので、何度も更新手続きが
必要です。

三、保険証の返却

保険証を返却していただき、かわりに「被保険者資格証明書」が交付されます。これを受診するときは、いったん医療費を全額自己負担しなければなりません。

四、保険給付の差し止め

国保の給付が全部または一部差し止

められます。
●保険税の納付は口座振替が安心・便利です

「うっかりして保険税の納付を忘れた」「忙しくて期限が過ぎてしまった」。こんな経験はありませんか。口座振替にすると、保険税は指定口座から自動的に引き落とされ、翌年も継続されるので安心です。保険税の納付は、便利な口座振替をご利用ください。

*申し込みには、

納税通知書、預金通帳、通帳届け出の印かんが必要です。これらを持参して、市区町村指定の金融機関で手続きをしましょう。

【問い合わせ先】

阿波市保険年金課
☎(0883)3517805

国民健康保険被保険者証

送付について

平成十八年四月一日より、阿波市国民健康保険被保険者証が変わります。それに伴い、今月下旬頃に新しい被保険者証を郵送します。

郵送方法は「配達記録」郵便です。郵便局員さんが配達し、ご家族の方の署名あるいは認印が必要です。内容をご確認いただき大切に保管してください。
尚、平成十七年度の被保険者証につきましては、四月一日以降は使用出来ません。

【問い合わせ先】

阿波市保険年金課
☎(0883)3517805

国民年金 ～国民年金保険料は口座振替で前納するとおトクです～

平成18年度の国民年金保険料は月額 **13,860円**です。国民年金保険料は、支払の手間や時間が省ける「口座振替」が便利です。また、保険料を「前納」すると割引があります。

- ①**保険料の前納を口座振替にすると割引額が増えおトクです。**一年分の保険料（166,320円）を
 - 現金前納すると…2,950円の割引（6カ月前納なら680円割引）
 - 口座振替前納すると…3,490円の割引（6カ月前納なら940円割引）
 口座振替日は4月末日（本年は4月30日が休日のため5月1日）です。
 申請は口座をお持ちの金融機関・郵便局や社会保険事務所でできますが、平成18年4月からの1年前納または6カ月前納については、平成18年3月末日までに社会保険事務所での登録処理が必要ですので、3月中旬以降に申請される場合は3月20日頃までに、社会保険事務所に提出されるようお願いします。
- ②**毎月の口座振替も早割（当月保険料の当月末引落し）にすれば割引がありおトクです。**
 口座振替を早割にすると保険料が**月50円割引**になります。（平成18年4月分から）
 早割を申請すると、翌月末の初回口座振替時に、2カ月分の保険料（申請月分の定額保険料と申請翌月分の割引された保険料）が引き落とされ、その後毎月の保険料が割引額で引き落とされます。
 口座をお持ちの金融機関・郵便局や社会保険事務所で申請できます。引き落としを希望する前月末日までに社会保険事務所での登録処理が必要ですので、引き落とし希望の前月20日頃までに社会保険事務所に提出されるよう申請ください。
 （すでに口座振替前納や早割をされている方（申請済みの方）は改めて申請する必要はありません。）
 （半額免除の承認を受けている方は早割での口座振替のご利用はできません。）

【問い合わせ先】 阿波市保険年金課 ☎(0883)35-7805

項目	納期月
市県民税	6月・9月・12月
軽自動車税	5月
固定資産税	5月・7月・11月
国民健康保険税	7月・8月・10月・11月・2月
市営住宅使用料	毎月
農業集落排水施設使用料	毎月
住宅貸付金償還金	毎月
介護保険料	偶数月
保育所保育料	毎月
CATV使用料ICN	6月・9月・12月・3月
CATV使用料DHK	毎月
土成中央幼稚園保育料等	毎月

納税等は便利で確実な口座振替を！

納期ごとに市役所や金融機関などに出かけなくても、あなたが指定する預貯金口座から自動振替が利用できます。

口座振替日変更について

阿波市における各種税金、使用料、保険料、保育料等の納付について、口座振替をご利用の皆さんは平成十八年度（四月一日）から、振替日が次のように変更されます。

なお、このことに関しての変更手続きの必要はありません。

☆納期月の末日（金融機関などが休業日の場合は、翌営業日）

（*ただし、十二月については振替日、納期とも二十五日）

なお、水道使用料については従来どおりの振替日となっております。

【問い合わせ先】

阿波市会計課 ☎（〇八八三）三五七七八〇二
または各担当課まで。

「阿波市市税等収納率向上対策本部」を設置！

国、地方を通じた大変厳しい財政状況の中で、阿波市は新しい「まちづくり」を目指して、昨年四月一日に誕生しました。

しかし、合併しても最近の経済情勢等からみて市税収入は減少し、国の方針により補助金は削減され、また、大きな収入源の地方交付税も毎年減額されています。

こうした状況下、本市にとって税収入や使用料等の自主財源の収入増を図るべく、本年二月一日に「阿波市市税等収納率向上対策本部」を設置しました。

今後、未納や滞納等についての徴収業務に職員一丸となつて取り組みを進める所存でございます。

どうか、市民のみなさまには主旨を十分にご理解いただきまして、ご協力のほどよろしくお願い致します。

忘れていませんか？

二月は介護保険料第五期の納期でした。まだ納付されていない方は早急に納付してください。納付のない場合は、督促の対象及び給付制限の対象となることがありますのでお気を付けください。

【問い合わせ先】

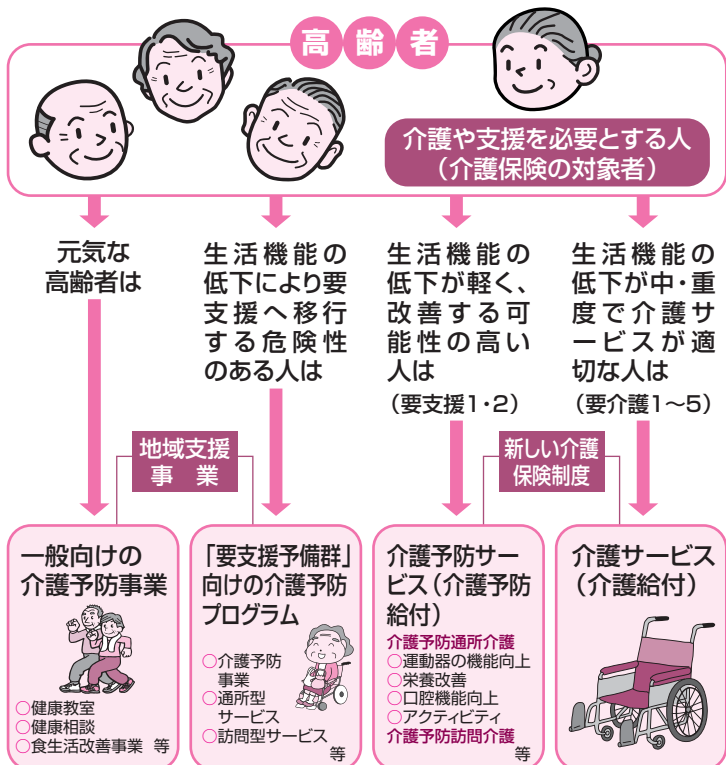
阿波市介護保険課
☎（〇八八三）三六一六八一四

元気な人から要支援・要介護の人まで、地域でしっかり支えていきます

平成十八年四月から介護保険制度が見直され、介護が必要になりそうな方、または、状態の維持・改善が見込める方には、介護予防を目的としたサービスが提供されることとなります。

介護保険制度が変わります

元気な人なるべく要介護にならないように、また要介護になってからも地域で自立した生活が送れるように、平成18年度から「新しい介護保険制度」と「地域支援事業」の2本柱で、高齢者を連続的に支えていくことになりました。



サービスを利用するには

《阿波市地域包括支援センター》

介護予防や地域の総合的相談の拠点として、新しく「地域包括支援センター」が設置されます。

日常生活を自分で送るのに困り、介護が必要になった時には、阿波市地域包括支援センターへご相談ください。

【問い合わせ先】

阿波市市場支所一階（阿波市上野段三八五の二）
☎（〇八八三）三六一六五四三（平成十八年四月一日より）

スポーツ安全保険のご案内

5名以上の団体でご加入ください。団体活動中と往復途中の事故を対象とします。

●平成18年4月1日から平成19年3月31日まで

【問い合わせ先】 財スポーツ安全協会徳島県支部 ☎(088)655-3660または、阿波市教育委員会体育文化振興課 ☎(088)696-3969

団体	加入区分		掛金	対象範囲	保 険 金 額				賠償責任保険 (支払限度額)	共 済 見舞金
					傷 害 保 険					
					死 亡	後遺障害(最高)	入院(1日につき)	通院(1日につき)		
子どもの団体	A	中学生以下の子ども スポーツ活動を行わない大人 (高校生以上)	500円	団体活動中とその往復中 (学校管理下を除く。)	2,000万円	3,000万円	4,000円	1,500円	身体賠償 1人 1億円 1事故 5億円 財物賠償 1事故 500万円 (各免責1,000円)	突然死 (急性心不全 脳内出血など) 160万円
	AW 子ども ワイド (中学生以下の方が ご加入できます。)	中学生以下の子ども	1,050円	団体活動中とその往復中 (学校管理下を除く。)	2,100万円	3,150万円	5,000円	2,000円	上記補償に 身体・財物賠償合算 1事故 500万円 を加算	
	AC	A, AWの子 どもと一緒にス ポーツ活動を行 う大人(高校生 以上)	1,000円	団体活動中と その往復中 (学校管理下を除く。)	1,000万円	1,500万円	2,500円	1,000円	身体賠償 1人 1億円 1事故 5億円 財物賠償 1事故 500万円 (各免責1,000円)	突然死 (急性心不全 脳内出血など) 160万円
	C	高校生以上のス ポーツ活動団体	1,500円		2,000万円	3,000万円	4,000円	1,500円		
大人の団体	A	高校生以上の文 化活動団体	500円	団体活動中と その往復中 (学校管理下を除く。)	2,000万円	3,000万円	4,000円	1,500円	身体賠償 1人 1億円 1事故 5億円 財物賠償 1事故 500万円 (各免責1,000円)	突然死 (急性心不全 脳内出血など) 160万円
	B	老人クラブなど の団体	800円		600万円	900万円	1,800円	1,000円		
	C	高校生以上のス ポーツ活動団体	1,500円		2,000万円	3,000万円	4,000円	1,500円		
	D	危険度の高いス ポーツ活動団体	9,000円		500万円	750万円	1,800円	1,000円		

母子家庭等入学祝金支給のお知らせ

阿波市では、平成18年4月1日現在において市内にお住まいの母子家庭等の児童が、小学校及び中学校入学時にお祝い金を支給します。

●お祝金の額 小学校(盲・ろう・養護学校の小学部を含む)入学時 8,000円

中学校(盲・ろう・養護学校の中学部を含む)入学時 10,000円

●受付窓口 福祉事務所子育て支援課、本所市民課、吉野・土成各支所総合窓口課

●受付期間 3月1日から3月31日(引き続き阿波市に住まれる方)

●持参物 印鑑、銀行または農協の通帳

●支給対象者 次の1または2に該当する児童を養育している方

1. 母の監護を受けている母子家庭の児童

2. 父母のいずれの監護も受けることができないため、父母以外の養育者の監護を受けている児童

なお、入学祝金は、養育者からの申請により支給することとなっていますので、お早めに手続きをおすませください。

※母子家庭とは配偶者と死別した女子で現に婚姻していない方及び次に掲げる方が児童を扶養している家庭をいいます。

(1)離婚した女子であって現に婚姻していない者

(2)配偶者の生死が引き続き1年以上明らかでない女子

(3)配偶者から引き続き1年以上遺棄されている女子

(4)配偶者が法令により引き続き1年以上拘禁されているため、その扶養を受けることができない女子

(5)配偶者が国民年金法(昭和34年法律第141号)による障害等級の2級以上に相当する精神または身体障害により労働力を失っている女子

(6)婚姻によらないで母となった女子であって現に婚姻をしていない者

【問い合わせ先】 阿波市福祉事務所(市場支所)子育て支援課児童母子福祉係 ☎(0883)36-6813

農地の移動・転用に ついてのお知らせ

農地は私たちの食糧を生産するうえでとても重要な役割をもちた土地です。また、農業を行う人にとっては生活の基盤であるということから、農地法では農地の売買や、農地転用に一定のルールをもうけています。

最近「農地の取得や貸し借りのやり方がわからない」「農地転用のやり方がわからない」等のご質問が農業委員会に寄せられています。今回は、農地法について質問形式でまとめてみました。

農地の移転・転用Q&A

Q. どのような時に農業委員会の手続きが必要なのか。

A. 農地の移動や転用を行う場合に農業委員会の手続きが必要となります。早めにお近くの農業委員または、農業委員会事務局にご相談ください。申請が必要かどうか、また必要な場合は提出しないとけない書類について説明させていただきます。

Q. 農地を買って農業経営の規模拡大をしたいのですが。

A. 農地を農地として所有権移転する場合は、「農地法第三条」

の許可が必要です。これにはいくつかの要件を満たす必要がありますが、その中で重要なのは下限面積が旧吉野町は三十アール、旧阿波町は四十アール、旧土成町、旧市場町は五十アール以上あることです。

A. 転用目的で農地を買ったり、借りたりする場合は「農地法第五条」の県知事の許可が必要です。転用許可の要件としては、農地法第四条の場合と同じですが、目的理由と必要性、特に隣接の農地に被害がないかどうか許可基準になります。

※下限面積とは、権利を取得しようとする者またはその世帯員が取得後において耕作等の事業に供すべき農地等の合計面積のことをいいます。

Q. 自分で自分の農地を転用する場合は、どんな手続きが必要ですか。

A. 自らの農地を自らが転用（農地以外のもの）する場合は、「農地法第四条」の県知事の許可が必要です。農地は先に述べたように農業者の生産基盤を維持するという立場から、不必要な転用はさせないというのが原則です。また、その許可の要件としては転用の実現性、計画面積、位置、用排水、被害防除などが適当であるかなどがあります。

Q. 農地を持たない者が農地を買ったり、借りたりして転用する場合は、どんな手続きが必要ですか。

A. 農地を農地として所有権移転する場合は、「農地法第三条」

●なぜ許可が必要？
農地は、人々の生存に欠かせない食料の大切な生産基盤です。とくに、耕地面積が狭いうえに人口が多いわが国は、食糧自給率も低く、優良な農地は大切に守っていく必要があります。このため、農地の転用には農地法で一定の規制がかけられています。

なく許可はいりません。温室、畜舎、作業場等農業経営上必要な施設に転用する場合には、その面積が二アール（二百㎡）未満であれば許可はいりませんが、農業委員会に届出が必要となります。

【問い合わせ先】
阿波市農業委員会事務局
☎（〇八八）六九五―五三八四



農政課よりお知らせ 農用地（除外・編入） 申請の受付について

農業振興地域の農用地を宅地・雑種地等に変更する方は、平成十八年三月三十一日までに除外申請書を提出ください。

申請書は、市役所農政課にあります。

【受付時に必要なもの】

- ① 印鑑
- ② 申請地の謄本及び公図
- ③ 申請地の位置図
- ④ その他添付すべき書類

【問い合わせ先】

阿波市農政課農業係
☎（〇八八）三五四―一一三

（ななくそ）無断転用 農地の転用には 許可が必要です！

●農地転用とは？

農地転用とは、農地を農地でなくすこと、すなわち農地に区画形質の変更を加えて住宅用地や工場用地、道路、山林などの用地に転換することをいいます。

●対象となる農地は？

すべての農地が転用許可の対象となります。地目が農地であれば、耕作がされていなくても農地性（農地として活用できる状態）がある限り農地として扱われます。

また、地目が農地でなくても、肥培管理がされていれば農地と見なされます。

●採草放牧地は？

採草放牧地を売買して転用する場合も、許可が必要です（市街化区域内は届出）。

●一時的な農地転用は？

農地を一時的な資材置き場、作業員仮宿舎、砂利採取場などとして利用する場合も転用になり、許可が必要です。

●農業用施設用地として転用する場合には？

自己の農地の保全または利用に必要な施設（耕作用の道路、用排水路、土留工、防風林等）に転用する場合は、面積に関係

生涯学習課よりお知らせ

映画「1リットルの涙」 上映のお知らせ

- 日時 平成18年3月26日(日) 午後2:00
- 場所 土成歴史館2階
- 入場 無料



藍染・アートフラワー教室 「初心者コース」

- 日時 4月から9月の第2金曜日(月1回 計6回)
9:30～12:00
4/14・5/12・6/9・7/14・8/11・9/8
- 場所 吉野中央公民館
- 講師 吉岡 ミドリ
- 受講料 無料(材料費実費)
- 対象 一般成人 10名(初めての方優先)

すぐに役立つ実用筆ペン講座 「初心者コース」

- 日時 4月から9月の第1・3火曜日
(月2回 計12回) 9:30～11:00
4/11.18・5/9.16・6/6.20・7/4.18
8/1.22・9/5.19
- 場所 吉野コミュニティセンター
- 講師 先山 明美
- 受講料 無料(材料費実費)
- 対象 一般成人 15名(初めての方優先)

阿波市では絵画・書道教室の受講生を募集しています。興味のある方、参加してみたい方は、直接講師先生にご連絡ください。

絵画教室

- 日時 毎週土曜日 13:30～17:00
- 場所 市場住民センター
- 講師 近藤 昇 先生
(エクス・アン・プロヴァンス(仏)美術学校卒)
- 連絡先 ☎(088) 641-1398
- 会費 2,000円/月

書道教室

- 日時 毎月第2・4金曜日 17:15～19:00
- 場所 市場住民センター
- 講師 讃岐 浩史 先生
- 連絡先 ☎(088) 699-5579
- 会費 2,000円/月

電話またはFAXで申し込んでください。

【申し込み・問い合わせ先】 阿波市教育委員会生涯学習課(阿波市西条字大西60番地1)
☎(088) 696-3968 FAX(088) 696-3277

軽自動車・バイク等の廃車手続きは3月末までに

軽自動車税は、毎年4月1日現在の所有者に課税されます。

廃車する軽自動車・バイク等をお持ちの方や名義変更の必要な方は、3月31日(金)までに(廃車・名義変更)手続きを済ませてください。手続きが4月に入りますと、平成18年度分の課税対象となりますのでご注意ください。

【問い合わせ先】 阿波市市民税課軽自動車税係
☎(0883) 35-7810

*軽自動車税の納付は、安心・便利な口座振替をご利用ください。

「久勝地区クラブ活動交流の集い」開催について

この集いは阿波久勝公民館を拠点に活動している趣味クラブの発表の場として開催します。

展示は、生け花、手芸、被服のリフォーム作品等で芸能は、舞踊、詩吟、カラオケ等を発表します。

見学は、どなたでもできますのでお気軽にお越しください。

- とき 3月26日(日)
午前10時30分から午後4時
- ところ 阿波久勝公民館2階

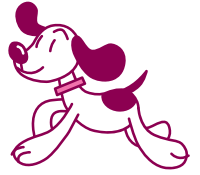
～犬の飼い主のみなさまへ～ 平成18年度狂犬病予防注射の実施と飼い犬の登録について(案内)

日頃は、犬害防止のため、格段のご協力をいただきありがとうございます。

さて、平成18年度狂犬病予防注射の実施と飼い犬の登録を、下記の日程により実施しますので、犬を飼っている方は、最寄りの場所で必ず受けられますようお願いいたします。

尚、すでに登録を受けている飼い犬は、狂犬病予防注射だけを受ければよいですが、新しく飼い始めた犬や登録の出来ていない飼い犬は、登録と狂犬病予防注射が必要です。

飼い犬が死亡したときや犬の所在地が変わったとき、あるいは飼い主の住所の変更があったときなどは、そのたびごとに届け出が必要となっていますので、阿波市環境衛生課および各支所へ連絡してください。



犬の登録並びに狂犬病予防注射日程(時間厳守・雨天決行)

土成地区	月日	時間	場所	月日	時間	場所	
	4月11日(火曜日)	午前 9:30～午前 9:40	出口集会所	4月12日(水曜日)	午後 1:30～午後 1:45	渋毛バス停	
午前 9:50～午前 10:10		川端商店前	午後 1:50～午後 2:00		一里松住宅		
午前 10:20～午前 10:40		水田集会所	午後 2:10～午後 2:35		同志集会所		
午前 10:50～午前 11:10		スマイルショップモリ前	午後 2:40～午後 2:55		高尾バス停		
午前 11:20～午前 11:40		JA板野郡農協土成支所前	午後 3:00～午後 3:30		山王子集会所		
午後 1:20～午後 1:40		大塚歯科医院前	4月13日(木曜日)		午前 9:30～午前 9:50	建布都神社	
午後 1:50～午後 2:20		薬王子神社前			午前 10:00～午前 10:25	梶尾神社	
午後 2:30～午後 3:00		牧本勉氏宅前			午前 10:30～午前 10:50	JA板野郡農協本所前	
午後 3:10～午後 3:30		島田酒店前			午前 11:00～午前 11:20	土成会堂前	
午後 3:40～午後 4:00		法林地辻			午前 11:30～午前 11:50	御所小学校前	
4月12日(水曜日)		午前 9:30～午前 9:45			松田誠一氏宅裏	午後 1:30～午後 1:50	JA板野郡農協御所支所前
		午前 9:50～午前 10:10			井上商店前	午後 2:00～午後 2:25	吉田派出所前
		午前 10:15～午前 10:30			吉岡一氏宅東側	午後 2:30～午後 2:45	神田橋南
		午前 10:45～午前 11:15			川田商店前	午後 2:55～午後 3:15	宮川治氏宅西側
	午前 11:30～午前 11:45	旭集会所前		午後 3:25～午後 3:50	土成図書館		

吉野地区	月日	場所	場所	月日	場所	場所	
	4月25日(火曜日)	午前 9:30～午前 9:45	高畑・森川昭雄さん宅横	4月26日(水曜日)	午前 11:05～午前 11:20	姥御前プール横	
午前 9:55～午前 10:25		案内神社	午後 1:30～午後 1:40		旧ブックスセンターエース東・空き地		
午前 10:35～午前 10:55		昭和老人ルーム	午後 1:50～午後 2:00		井上工務店前		
午前 11:05～午前 11:20		モア(美容室)東側	午後 2:10～午後 2:20		新開地住宅会堂前		
午後 1:20～午後 1:35		広永会堂前	午後 2:30～午後 2:45		藤原・旧村上商店前		
午後 1:45～午後 2:00		阿北自動車教習所前	午後 2:55～午後 3:10		大竹児童遊園		
午後 2:10～午後 2:40		JA板野郡農協柿島集荷場北	4月27日(木曜日)		午前 9:30～午前 9:40	町口北・三木政男さん宅前	
午後 2:50～午後 3:05		上田組南・別所神社横			午前 9:50～午前 10:05	町口南公園	
午後 3:10～午後 3:20		小島強会館前			午前 10:15～午前 10:30	一条神社	
午後 3:30～午後 3:40		十二柱神社			午前 10:40～午前 10:55	中央ふれあいセンター	
4月26日(水曜日)		午前 9:30～午前 9:40			岡ノ元公会堂	午前 11:05～午前 11:20	井ノ元・若宮神社前
		午前 9:45～午前 9:55			五条団地集会所前	午後 1:30～午後 1:45	旧五条駐在所前駐車場
	午前 10:05～午前 10:15	梶本重機前	午後 1:55～午後 2:10	大西老人憩の家前			
	午前 10:25～午前 10:35	北原会堂(福授庵)前	午後 2:20～午後 2:40	笠井福祉センター			
	午前 10:45～午前 10:55	姥御前会堂	午後 2:50～午後 3:20	阿波市役所 吉野支所前			

- ①犬の登録手数料 <1頭当り 3,000円> ②狂犬病予防注射手数料 <1頭当り 3,000円> ※担当者はいずれも藤江獣医師
- ③かむくせのある犬は、危険防止のため口輪等装着して注射を受けてください。
- ④犬の体調が悪いとき、治療中の病気がある時は、あらかじめ獣医師に相談してください。

※阿波地区・市場地区は5月の予定です。

【問い合わせ先】 阿波市環境衛生課 ☎(0883) 35 - 7803 市場支所地域振興課 ☎(0883) 36 - 5117
土成支所地域振興課 ☎(088) 695 - 2312 吉野支所地域振興課 ☎(088) 696 - 3965

キリトリせん

飼 い 主			犬の名前	犬の種類	犬の生年月日	毛 色	性 別	登録番号
住 所	氏 名	電話番号						
							雄・雌	
							雄・雌	

新規登録の方は、この用紙をご利用ください。

柿原ふれあい会館文化祭を開催しました

一月十四日(土)阿波市柿原の柿原ふれあい会館では、第六回会館文化祭を開催し、約三百人の方々にご参集いただきました。昨年までは、柿原小学校との共催でしたが、今年は柿原ふれあい会館が柿原ふれあいクラブを中心に、柿原小学校・教育委員会生涯学習課の学力支援事業はあわーあつぷとその保護者会、地元の各種団体のご協力を



▲人権紙芝居



▲児童と保護者との混成ダンス



▲餅つき大会

柿原ふれあい会館は、社会福祉事業法をより処に設置された住民の福祉の向上、人権啓発のための交流拠点施設である同和問題解決のために諸事業、諸活動を行う施設です。

実施している事業では、福祉の視点で文化教養講座、健康増進事業、職業、健康、教育、人権の各相談事業を開設し、また、平成十六年度にはボランティアグループ柿原ふれあいクラブを立ち上げ、地域の美化活動、心豊かな人づくり、町の活性化に取り組んでいます。

文化祭は、一年間の事業の集大成と位置付け、地域内外の交流促進を目的に開催しました。講座生を始め、幼・小学校児童の絵画、習字、ばあわーあつぷ児童・保護者、狭山差別裁判写真パネル、隣接の授産施設れもんの作品等々の展示をしました。イベントコーナーでは、餅つき大会、模擬店、フリーマーケット、人権紙芝居、ビンゴゲーム大会をしました。オープニングには、柿原小学校五年生の獅子舞、児童と保護者との混成ダンスで盛り上がりました。

文化祭スローガンは、「共に考え」「共に働き」「共に喜べる集いにしよう」を掲げ、献身の共働で、あいにくの雨の中でしたが、和気あいあいとふれあい、交流の成果を実感することができたと関係者一同喜んでいきます。

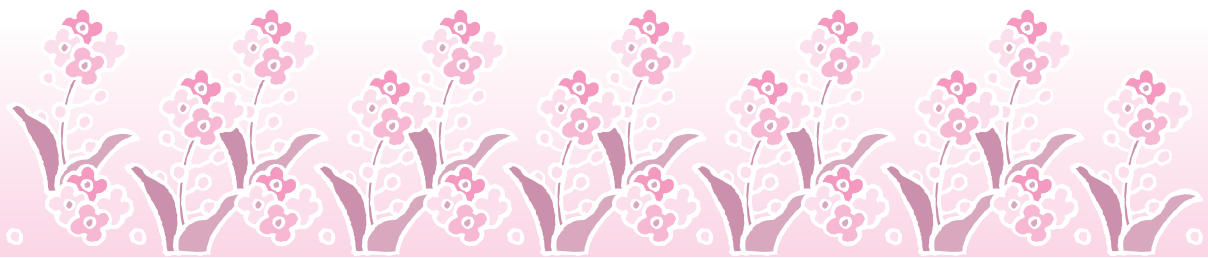
ご協力、ご支援、またご参加くださった皆様に心より厚くお礼申し上げます。

男女共同参画 基本理念とは

個人の尊厳と男女平等の確立 「だれもがその人らしく」 「みんな違って、みんないい」

男女共同参画は、だれもが人権を尊重され、その人らしく伸びやかに生きられる社会をめざして推進されなければなりません。暴力や差別などを受けることなく健康に暮らし、働き、家族を営む権利をすべての人が本来持つています。

近年、「男は仕事、女は家庭」という考え方について、そうは思わないという人が多数になってきました。男女共同参画社会基本法の前文には、男女が、「性別にかかわらずなく」、個性と能力を十分に発揮し、責任を分かち合う社会の実現が、「二十一世紀の日本を決定する「最重要課題」とうたわれていきます。各人が互いの違いを認め、人権を尊重し合い、だれもが型にはめられず、伸びやかに活躍できる社会を実現しましょう。



阿波市立図書館 3月のカレンダー

吉野笠井図書館 ☎(088) 696-4686
 土成図書館 ☎(088) 695-5385
 市場図書館 ☎(0883) 36-6455
 阿波図書館 ☎(0883) 35-5101

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4 ◎こども映画会 14:00～15:50 (阿波)
5 ◎お話し会 英語のお話しタイム 13:30～(市場) ◎おはなしひろば 10:30～11:00 (土成)	6 休館日(全館)	7 ◎阿波市読書 振興協議会 9:40～(市場)	8	9	10	11 ◎ベルの会のおはなし会 14:00～14:30 (阿波) ◎ちぎり絵教室 13:00～(市場)
12 ◎こども映画会 14:00～(市場)	13 休館日(全館)	14 ◎ブックスタート (3～4カ月健診対象児) (吉野保健センターひまわり)	15	16	17	18 ◎こども映画会 14:00～14:34 (阿波)
19	20 休館日(全館)	21 ◎歴史講座 13:30～ (市場コミュニティセンター) 春分の日につき 休館(全館)	22 ◎ブックスタート (3～4カ月健診対象児) (阿波保健センター)	23	24	25 ◎ちぎり絵教室 13:00～(市場) ◎おはなし会 15:00～15:30 (吉野笠井) ◎ベルの会のおはなし会 14:00～14:30 (阿波)
26 ◎古文書解説講座 10:00～(市場)	27 休館日(全館)	28	29	30	31 資料整理日 につき休館 (全館)	

◎阿波図書館よりお知らせ

※花かご押し花展 期間 2月18日(土)～3月19日(日)



▲土柱休養村温泉



▲金清温泉白鳥荘

土柱休養村温泉 ☎(0883) 3514795
 金清温泉白鳥荘 ☎(0883) 3615678

【問い合わせ先】

心も癒してください。

ご家族、ご近所、お友だちをお誘いあわせ、ぜひ温泉で身も

浴もでき家族連れの方におすすめです。

また、金清温泉白鳥荘は静かな山間、金清自然公園の中にあ

ります。公園内の池には白鳥の群れが戯れ、何とも美しく愛ら

しい姿でお客様のご来場をお待ちしています。食事を兼ねた入

浴もでき家族連れの方におすすめです。

それは、土柱休養村温泉と金清温泉白鳥荘の2つです。

土柱休養村温泉は大浴場の他に露天風呂やサウナを完備し、

晴れた日には四国三郎吉野川をはじめ、阿波富士と呼ばれる

「高越山」を眺めることができ気分爽快！十名以上の団体予約

の場合には送迎バスもご利用いただけます。

阿波市には二つの公営温泉施設があるこ

とをご存じでしょうか？

みなさん、ご紹介します。

のどかな田園風景広がる、自然豊かな

阿波市には二つの公営温泉施設があるこ

とをご存じでしょうか？

身も心も癒す
『温泉』に
来よう！



1日(水)	阿波病院(内科のみ)
2日(木)	阿波病院(内科のみ)
3日(金)	吉川医院
4日(土)	阿波病院(内科のみ)
5日(日)	阿波病院(内科のみ)
6日(月)	森下医院
7日(火)	阿波病院(内科のみ)
8日(水)	阿波病院(内科のみ)
9日(木)	阿波病院(内科のみ)
10日(金)	村上医院
11日(土)	阿波病院(内科のみ)
12日(日)	大崎皮膚科医院
13日(月)	水谷クリニック
14日(火)	阿波病院(内科のみ)
15日(水)	阿波病院(内科のみ)
16日(木)	阿波病院(内科のみ)
17日(金)	林内科医院
18日(土)	阿波病院(内科のみ)
19日(日)	阿波病院(内科のみ)
20日(月)	西川内科クリニック
21日(火)	阿波病院(内科のみ)
22日(水)	阿波病院(内科のみ)
23日(木)	阿波病院(内科のみ)
24日(金)	中山医院
25日(土)	阿波病院(内科のみ)
26日(日)	賛広診療所
27日(月)	重清内科外科
28日(火)	阿波病院(内科のみ)
29日(水)	阿波病院(内科のみ)
30日(木)	阿波病院(内科のみ)
31日(金)	近藤医院



生活習慣改善のコツ

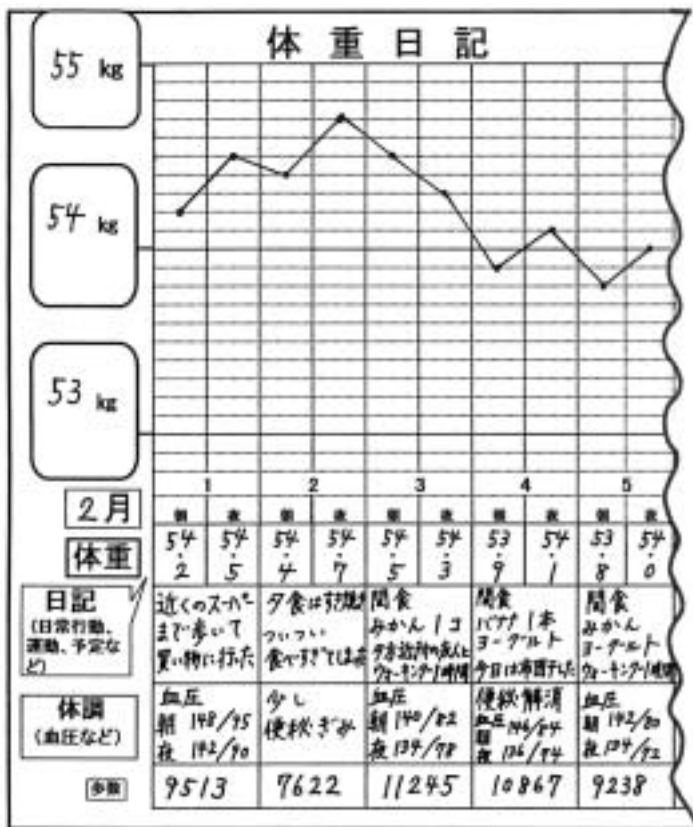
体重日記をつけてみませんか？

生活習慣は、一時的に改善しても元の生活に戻れば内臓脂肪は再びたまってしまいます。生活習慣を改善した成果が目に見える形で出てくると、続けていこうという意識が高まってよい励みになります。

そこで、最も手軽でわかりやすいのが体重です。毎日体重を量り、数日の推移がわかるような記録をつける方法はどうでしょうか？もし、体重が増える日が何日か続くようであれば生活を見直します。悪かった点をもう一度チェックして、再度改善していくようにします。

阿波・土成・吉野保健センターと市場支所2階の健康推進課に、体重記録表「体重日記」を置いてあります。始めて見たい方は、いつでも気軽に取りにお越しください。

体重日記をつけよう！

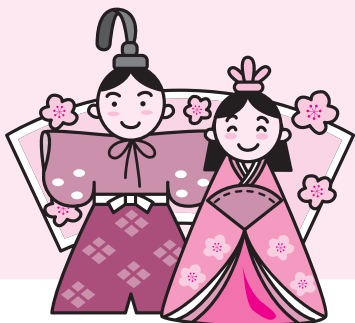


- **体 重** 起床後、寝る前など条件を決めて、毎日同じ時間帯に量りましょう。
- **日 記** 運動や食事の内容などの日常行動。
- **体 調** 血圧やウエスト周囲径、排便の状態などを書き込もう。

当番医連絡先

医療機関名	電話番号
賛広診療所	0883-35-2107
森下医院	0883-35-5656
重清内科外科	0883-35-6010
村上医院	0883-35-6410
西川内科クリニック	0883-35-8080
林内科医院	0883-35-6226
大崎皮膚科医院	0883-35-6468
近藤医院	0883-36-2011
阿波病院	0883-36-5151
吉川医院	088-696-2214
中山医院	088-696-4662
水谷クリニック	088-696-5507

※変更になる場合があります。当番医あるいは、中央広域連合中消防署 ☎088-695-2149でご確認ください。



3月の健康だより

※会場のHは保健センター、Cはコミュニティセンターの略です。

母子・乳児健診／相談

日	受付時間	事業名	会場
2日(木)	13:00～13:15	股関節脱臼検診 離乳食講習会	市場C
◇	13:15～13:30	◇	土成H
7日(火)	12:40～13:00	3歳児健診	土成H
9日(木)	13:30～14:00	乳幼児相談・育児教室 “劇あそびをしよう”	土成H
10日(金)	12:30～13:00	パパママクラス	阿波H
14日(火)	12:40～13:00	乳児健診	吉野H
17日(金)	12:40～13:00	2歳児健診	吉野H
22日(水)	12:40～13:00	乳児健診	阿波H
23日(木)	13:30～14:00	乳幼児相談・育児教室 “カレンダーを作ろう”	市場C
28日(火)	12:40～13:00	1歳6か月児健診	市場C

各種健康づくり教室

日	時間	事業名	会場
2日(木)	13:30～15:30	リフレッシュ講習	阿波H
7日(火)	13:30～15:00	健康リズム体操	市場C
16日(木)	13:30～15:00	いきいき遊びリレーション	土成H
28日(火)	13:30～15:00	健康リズム体操	阿波H

健康happy相談

日	受付時間	事業名	会場
9日(木)	13:30～15:00	健康相談	阿波H
13日(月)	10:00～11:30	健康相談	吉野H
14日(火)	13:30～15:00	健康相談	土成H
24日(金)	13:30～15:00	健康相談	市場C

予防接種

日	受付時間	事業名	会場
8日(水)	13:00～13:30	BCG	吉野H

※健康相談は、お気軽に時間内においでください。
 ※各種教室は、定員が限られておりますので、事前にお問い合わせください。

献 血

日	採血時間	献血場所
13日(月)	9:00～10:30	阿波市市場支所
◇	11:00～12:00	阿波郡東部農協本所
◇	13:30～15:00	市場町農協
◇	15:30～16:30	阿波郡東部農協大俣支所

しかり上手は子育て上手 —時々立ち止まって考えてみましょう—

毎日子どもをしかってばかりいると、何のためにしかっているのか、分からなくなることはありませんか？育児の目標は、子どもが社会に出た時、子ども自身が生きやすく、社会のルールを守れる人間に育てることにあります。それには「しつけ」が必要で、この過程で「しかる」ということが必要になります。

上手なしかり方は、しかられていることをきちんと子どもに分らせることです。メリハリをきかせて、き然とした態度をとみましょう。

しかり方のコツ

- ①兄弟げんかは、兄弟の年齢差が大きかったり、乱暴がひどいときは関わるようにしますが、それ以外の時は、解決の仕方は子どもにまかせましょう。
- ②感情のおもむくままにしかったり、しかった後ですぐ許してしまったり、しかり方に一貫性がないと子どもは混乱します。一貫した態度を取りましょう。
- ③「死んでしまえ」「あんたなんで嫌い」など子どもの存在を否定する言葉を絶対言ってははいけません。あやまちや失敗に対して注意することが大切です。



* 市民マラソン招待選手



第一回阿波市民マラソン(二月十九日開催)に、長距離ランナーとして国際的に活躍された真木和、鈴木博美両選手を招待し、ともに快走されコース途中にくじけそうなマラソン参加者を激励いただきました。

「阿波市個人情報保護条例」4月1日施行

阿波市では、市が保有する個人情報の保護・取扱いに関し必要な事項を定めた「阿波市個人情報保護条例」を制定しました。

この条例は、個人情報の適正な取り扱いの確保に関する事項を定めるとともに、実施機関が保有する市民の自己に関する個人情報の開示・訂正等の請求権を明らかにし、個人の権利利益の保護及び市民に信頼される市政の適正な運営に資することを目的としています。

「徳島県遺跡地図」刊行

平成十八年三月三十一日に「徳島県遺跡地図」が刊行されます。

この地図には文化財保護法で規定された「周知の埋蔵文化財包蔵地」(遺跡)が記載されています。

「周知の埋蔵文化財包蔵地」内で土木工事等を行う場合、事前に文化財保護法に基づき届出が必要となりますので、工事予定地が「周知の埋蔵文化財包蔵地」であるかどうかについては、教育委員会体育文化振興課までお問い合わせください。

【問い合わせ先】

教育委員会体育文化振興課
 ☎(088)696-1396

阿波市緑化推進事業



阿波市では、「花でまちをつなげよう!」をスローガンにして、春まき種子を配布します。阿波市の緑化推進を呼びかけ、市民一人ひとりが緑に親しみ、緑を育てていく意識を高めましょう。花づくりをご家族で楽しんでください。

*なお、種子については広報阿波3月号と一緒に配布しております。万が一広報紙の間に入っていない場合はお申し出ください。(阿波市内のみ)

【申し出先】

阿波市まちづくり推進課 ☎(0883)35-4112

広報クイズ

正解者5名に、図書カードがあたるよ!

問題: 今月行われる阿波市議会議員一般選挙の投票日は①?日。また、議員の定数は②?人でしょうか。①②?の数字は。

ヒント: 正解は、本紙のどこかにあるよ!
 本紙をよーく見てね。

応募方法: はがきにクイズの答とあなたの住所・氏名・年齢・電話番号を明記し、また、広報へのご意見・ご感想をお書きいただきご応募ください。正解者の中から、抽選で5名の方に図書カードがあたります。

応募先: 〒771-1792 徳島県阿波市東原173番地
 阿波市役所広報クイズ係 宛

締め切り: 3月14日(火)必着

*当選者の発表は、翌月の広報阿波に掲載いたします。多数の方のご応募、お待ちしております。

2月号のクイズの正解は①41,080人②547人でした。正解者の中から抽選で、梶本千昌さん(西条)・原田政江さん(吉田)・松永重之さん(大北)・吉田英子さん(西林)・村井恵子さん(中山)5名の方が当選されました。おめでとうございます。

編集室

三月春弥生。春の足音とともに卒業シーズン到来です。卒業には皆さんそれぞれ違った想いや形があると思えます。良き思い出またそうでない思い出、どちらにしてもその思い出をステップに、新たなスタートにおおきな夢をもち、卒業を迎えてほしいと思います。これからのスタートに幸多きことを願います。

編集室では、皆様からのご意見ご感想、身近な情報をお待ちしております。

阿波市のうごき

■ 平成18年1月末日現在人口(住民基本台帳によるもの)	()内は前月比
男: 20,598人(△45)	
女: 22,263人(△34)	
計: 42,861人(△79)	平均年齢 46.2歳
■ 世帯: 13,990戸(+12)	
■ 出生: 24人(+4)	
■ 死亡: 61人(+21)	
■ 面積: 190.97km ²	

